

国際開発金融機関（MDBs : Multilateral Development Banks）を通じた支援

～アジア開発銀行等拠出金・米州投資公社出資金～

- 国際開発金融機関（MDBs : Multilateral Development Banks）は、途上国の貧困削減や持続的な経済・社会発展を、金融支援や技術支援、知的貢献を通じ総合的に支援する国際機関。
- 日本を含むMDBsの加盟国は、出資を通じてMDBsの組織・業務運営に参画するとともに、各機関において特定の政策目的を実施するために任意で拠出を行うことが出来る。

アジア開発銀行（ADB）

- JFPR（豊かで強靱なアジア太平洋日本基金）【0031】
※アジア太平洋地域の開発プロジェクトでの技術支援や貧困層向けの小規模プロジェクトへの無償支援。
- JSP（日本奨学金プログラム）【0032】
※アジア太平洋地域における開発関連人材育成のための奨学金事業。
- 国内資金動員信託基金【0047】
※アジア太平洋地域内の開発途上国に対する税の能力構築支援等。

世界銀行

- PHRD（開発政策・人材育成基金）【0033】
※技術支援・人材育成等。国際保健や防災等日本の政策優先分野での支援も実施。
- CJTF（包括的日本信託基金）【0034】
※途上国の投資環境整備、民間企業的能力強化に資する技術支援等。
- MIGA（多数国間投資保証機関）基金【0035】
※途上国向けの民間投融資への保険・保証の供与等。

米州開発銀行グループ（IDB）

- 米州投資公社（IIC）出資金【0052】
※民間企業が実施するプロジェクトへの投融資等を行うIICに対する出資金。
- JSF（日本特別基金）【0036】
※中南米カリブ地域の開発プロジェクトでの技術支援等。

アフリカ開発銀行（AfDB）

- PHRDG（開発政策・人材育成基金）【0037】
※アフリカ地域の開発プロジェクトでの技術支援等。
- FAPA（アフリカ民間セクター向け支援基金）【0038】
※アフリカ地域の民間セクター開発に資する技術支援等。

欧州復興開発銀行（EBRD）

- JECF（日本・EBRD協力基金）【0039】
※中東欧・旧ソ連地域等の民間セクターに対する技術支援等。

MDBs概要①



欧州復興開発銀行（EBRD）

本部：ロンドン

資本金：300億ユーロ

我が国シェア：8.6%

（英独仏伊と並び、米に次ぎ2位）

総裁：オディール・ルノーバツ（フランス）



世界銀行（The World Bank）

本部：ワシントンD.C.

資本金：3,349億ドル（※）

我が国シェア：7.2%（2位）（※）

総裁：デイビッド・マルパス（米国）

（※）IBRDの場合



アフリカ開発銀行（AfDB）

本部：アビジャン

資本金：2,206億ドル

我が国シェア：5.3%（4位）

総裁：アキンウミ・アデシナ（ナイジェリア）



アジア開発銀行（ADB）

本部：マニラ

資本金：1,532億ドル

我が国シェア：15.6%（1位）

総裁：浅川雅嗣（日本）



米州開発銀行（IDB）

本部：ワシントンD.C.

資本金：1,768億ドル

我が国シェア：5.0%（5位）

総裁：マウリシオ・クラベルカロネ（米国）

（注1）各機関の最新の財務諸表等に基づき作成。

（注2）IBRD、ADB、AfDBの出資シェアは、直近の増資に係る手続きが各国とも完了した場合のシェア。

MDBs概要②

機関名		発足年月	業務の概要	加盟国数
世界銀行グループ	国際復興開発銀行（IBRD）	1945.12	中所得国向け貸付	189
	国際開発協会（IDA）	1960.9	低所得国向け低利貸付・グラント	174
	国際金融公社（IFC）	1956.7	途上国で活動する民間企業向け投融資・保証	185
	多数国間投資保証機関（MIGA）	1988.4	民間対外直接投資を対象とした非商業リスクの保証	182
アジア開発銀行	アジア開発銀行（ADB） （通常資本財源）	1966.8	中所得国向け貸付、低所得国向け低利貸付、途上国で活動する民間企業向け投融資・保証	68
	アジア開発基金（ADF）	1974.6	低所得国向けグラント	
米州開発銀行グループ	米州開発銀行（IDB）	1959.12	中所得国向け貸付、低所得国向け低利貸付・グラント	48
	多数国間投資基金（MIF）	1993.1	途上国で活動する中小零細企業向け貸付・グラント	40
	米州投資公社（IIC）	1986.3	途上国で活動する民間企業向け投融資・保証	47
アフリカ開発銀行グループ	アフリカ開発銀行（AfDB）	1964.9	中所得国向け貸付・途上国で活動する民間企業向け投融資・保証	81
	アフリカ開発基金（AfDF）	1972.11	低所得国向け低利貸付・グラント	32か国及びAfDB
欧州開銀	欧州復興開発銀行（EBRD）	1991.3	市場経済への移行支援のための、民間企業向け投融資・保証	71か国 及びEU・ 欧州投資銀行

MDBs拠出金の政策的意義

- **MDBsが有する幅広い分野の専門知識、豊富な資金力、グローバルなネットワークを活かし、日本が重視する開発課題**（国際保健、気候変動、防災、質の高いインフラ等）について、**日本の知見やノウハウも活用**しつつ支援を実施。

【国際保健分野の具体例】

- 2012年より、世銀・PHRDを活用した共同研究や途上国政府への技術支援など、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を世銀と共に推進。
- 2020年以降、新型コロナウイルス感染症への対応として、世銀の信託基金を通じて、保健危機への備えと対応に係る支援や、新型コロナウイルス感染症のワクチン、治療・診断薬の製造・供給能力の強化を支援。また、ADB・JFPRに特別コロナ支援枠を設けて途上国における新型コロナウイルス感染症への対応にかかる支援を実施。



新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を行う看護師（ラオス）

【気候変動・防災分野の具体例】

- 2021年11月のCOP26の際に、途上国における石炭からよりクリーンなエネルギーへの円滑な移行を促進するため、ADBと連携して、エネルギー・トランジション・メカニズム（ETM）の立上げを表明するなど、途上国の実情に沿ったエネルギー移行を後押し。
- 防災分野では、日本の防災に関する豊富な知見を活用し、途上国の開発における防災の主流化を図るための技術支援等を実施。



ダム安全性評価支援を行う日本の専門家（インド）

MDBs拠出金の主な使途

技術協力／無償支援

- 日本が重視する開発課題（国際保健、気候変動、防災、質の高いインフラ等）に対する技術支援などを実施。

【具体例：質の高いインフラ投資の推進】

- ✓ 2019年のG20大阪サミットにおいて合意した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の考え方にに基づき、世銀のインフラ案件の中で、ライフサイクルコスト・自然災害に対する強靱性・環境社会基準・ガバナンス等の質的な要素を考慮したインフラ案件の組成又は実施を促進するための支援を実施。

（例）インフラの安全性・強靱性評価、投資計画策定のための調査、調達ガイドラインの作成



ネパールの道路整備の様子



エカドル・キトの都市交通

人材育成支援

- 技術支援の一環として行う教育・職業訓練等に加え、世銀／ADB日本奨学金プログラムを通じ、途上国の人材育成を支援。

	支給対象	目的	分野	支援規模
世銀 奨学金	世銀支援対象国の国民 （45歳以下）	母国の経済社会発展に貢献する人材の 育成	日本、欧米、アフリカの大学での開発関連コース	年間120人
ADB 奨学金	ADB域内途上国の国民 （35歳未満）	母国の経済社会発展に貢献する人材の 育成	日本・アジア太平洋の大学での開発・経済関連 コース	年間115人

（注）支援規模は、世銀：2021年度（2020.7-2021.6）、ADB：2021年度（2021.1-12）

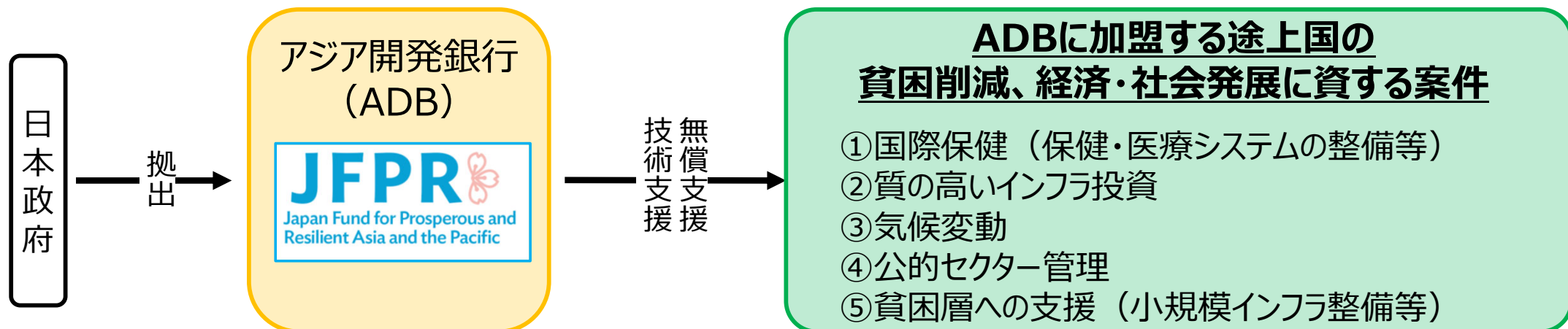
アジア開発銀行豊かで強靱なアジア太平洋日本基金（JFPR）の概要

事業の目的

- 日本がアジア開発銀行（ADB）に設置する、「豊かで強靱なアジア太平洋日本基金（JFPR: **J**apan **F**und for **P**rosperous and **R**esilient Asia and the Pacific）」を通じ、ADBの知見を活かして、アジア太平洋地域の途上国における開発課題への対応支援を行い、同地域の持続可能で力強い成長を促進。

事業の概要

- JFPR：「貧困削減日本基金（**J**apan **F**und for **P**overty **R**eduction）」として、2000年に設置。
- ADBに加盟するアジア太平洋地域の途上国において、技術支援や貧困層向けの小規模プロジェクトへの無償支援を実施。
（※）2020年に、特別コロナ支援枠を設け、途上国における新型コロナ対応支援を実施。
- 国際協力機構（JICA）との協調案件をはじめ、日本が重視する開発課題を踏まえた、日本の顔の見える支援を実施。
- これまで約10億ドル、500件以上の案件を支援。
- 2021年に、日本が重視する開発課題（①国際保健、②質の高いインフラ投資、③気候変動、④公的セクター管理）をより重点的に支援する観点から、発展的に改組し、「**J**apan **F**und for **P**rosperous and **R**esilient Asia and the Pacific」に変更。



JFPRによる支援事例

- **アジア太平洋地域の開発課題**に対して、ADBがもつ**専門知識・資金力・ネットワーク**を活用し、**日本の知見**も活かしつつ支援を実施。

【保健分野】複数国：コミュニティ・ベースの介護サービス開発支援プロジェクト

【承認日、承認金額】 2019年12月、2百万ドル

【プロジェクト概要】

- ✓ インドネシア、モンゴル、スリランカ及びベトナムにおいて、コミュニティ・ベースの介護サービス導入にかかる分析や介護サービス・モデルの開発等を支援。
- ✓ 技術支援の実施に際しては、厚生労働省の協力の下、日本の民間介護施設の取組みを含め、先進的なコミュニティ・ベースの介護サービスを提供する日本の経験やモデルを参照。



介護サービスの様子

【気候変動（防災）分野】フィジー：洪水被害軽減プロジェクト

【承認日、承認金額】 2019年4月、2百万ドル

【プロジェクト概要】

- ✓ 気候変動に対して脆弱なフィジーの第3の都市・ナンディ（国際空港所在）において、総合的な洪水対策計画の策定等を含むフィージビリティ・スタディ（FS）を支援。
- ✓ 上記FSを元にしてADBが実施する予定の融資プロジェクトは、国際協力機構（JICA）が実施する堤防改善プロジェクトとの協調を予定。



洪水被害を受けたフィジーの都市

JFPRにおけるPDCA

■ 成果目標

- ADBは、個別プロジェクトごとにそれぞれの事業目標の達成状況を評価。

（※）Relevance（開発目標の妥当性）・Effectiveness（開発効果の高さ）・Efficiency（費用対効果）・Sustainability（開発効果の持続性）の4つの観点から評価を行い、①Highly Successful（目標達成）／②Successful（概ね目標達成）／③Partly Successful（目標を一部達成）／④Unsuccessful（目標未達成）の4段階により総合評価を決定。

- 「事業目標を達成した案件（※）の割合が全体の85%以上となること」を、基金の成果目標として設定。

（※）上記4段階評価のうち、Successful以上の案件。

■ 成果実績

	令和元度	2年度	3年度
事業目標を達成した案件割合 （成果目標85%）	89%	86%	92%
事業目標達成案件数／事業完了案件数	17件／19件	24件／28件	24件／26件

（※）対外発信強化の一環として、JFPR年次報告書等において、PDCAサイクル評価等の情報の掲載を検討中。

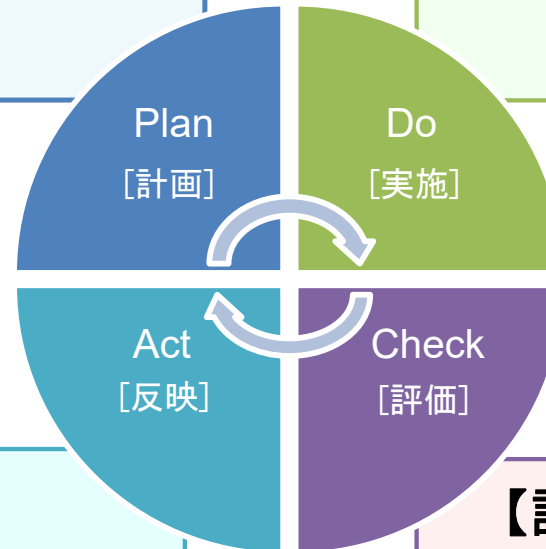
JFPRにおけるPDCA

【年間運営方針の策定】

- ・財務省、日本理事室と基金運営事務局との間で、前年度の運営、改善点等を踏まえ、各支援分野への資金配分を決定するとともに、必要に応じて運営方針(ガイドライン)を改定。

【プロジェクトの実施】

- ・日本理事室と基金運営事務局との間で、定期協議を行い、基金の運営状況(個々の案件の進捗状況)を確認。



【問題点の改善】

- ・評価プロセスを踏まえ、具体的な改善策を決定。翌年度の運営方針に反映。

【評価】

- ・財務省、日本理事室と基金運営事務局との間で、基金の運営状況、要改善点等について協議。
- ・案件完了報告書を基に、各基金の成果目標の達成度を評価。

政策評価との関係について

当該事業に関連しては、令和3年度政策評価書において、以下の記述がある。

（政策目標 6） 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進。

（政策目標 6－2） 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進。

定性的指標：政6-2-2-B-1： 国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画。



令和3年度には、例えば、気候変動分野において、「MDBsのエネルギー支援に係る日本の提案」を公表し、MDBsに対して、途上国における野心的なエネルギー計画等の策定・執行を支援することと、各国の実情を踏まえつつ、温室効果ガスの排出を抑制する観点から最良の方策を支援することを要請し、また、COP26の際には、途上国における石炭からよりクリーンなエネルギーへの円滑な移行を促進するため、ADBと連携して、エネルギー・トランジション・メカニズム（ETM）の立上げを表明するなど、同分野におけるMDBsとの連携を強化。

また、JFPRについて、日本が重視する開発課題をより重点的に支援する観点から発展的に改組したほか、国際保健、インフラ、防災分野等においても日本の知見も活用しつつ支援を実施するなど、MDBsの業務・運営に積極的に参画したこと等により、当該政策については、「目標達成」と評価。

その他の事業一覧

事業 番号	事業名	事業の概要
0040	国際通貨基金日本管理勘定 技術支援への拠出	後発アジア諸国を中心とする途上国に対し、財政及び税、金融、統計、マネーロンダリング等の分野でIMFによる能力開発等を実施。
0041	国際通貨基金日本管理勘定 奨学金制度への拠出	①アジアの途上国の政府及び中央銀行職員に対して、日本国内の大学院の修士課程で高い水準のマクロ経済に関する教育を受ける機会を提供するため、奨学金を付与。 ②将来IMF職員を目指して海外の大学院の博士課程でマクロ経済等を専攻する日本人に対し奨学金を付与。
0042	東南アジア諸国連合（ASEAN）事 務局拠出金	ASEAN+3域内の債券市場育成のために必要な各国当局の能力強化及び人材育成を目的とした技術支援等を実施。
0043	東南アジア諸国連合プラス三箇国マ クロ経済調査事務局（AMRO）拠 出金	ASEAN+3域内の経済・金融の安定化を図るため、ASEAN+3地域経済の監視（サーベイランス）・分析を行うとともに、1997年に発生したアジア通貨危機のような事態を予防するために整備されたチェンマイ・イニシアティブの実施を支援する機関であるASEAN+3マクロ経済調査事務局（AMRO）を支援。
0044	経済協力開発機構日本基金 （JVC）金融・環境・開発への拠出	アジア諸国を中心とするOECD非加盟国を対象に、セミナー開催やレポート発行等を行うことで、金融・環境・開発分野における行政能力強化等を推進。
0046	経済協力開発機構（OECD）租税 政策・税務行政センター等の行う税 務関連事業に対する拠出	国際課税分野における国際基準策定の中心的役割を担う「OECD租税委員会」の事務局が行う、OECD非加盟国の税務当局職員に対する講習会・研修会及びその他の税務関連事業に要する資金を拠出。
0048	関税協力理事会関税協力基金 （CCF）への拠出	開発途上国税関を対象とした、不正薬物密輸対策やテロ対策、貿易円滑化等に係るワークショップ及び留学生制度等の人材育成プログラムを実施。
0049	関税協力理事会関税協力基金 （CCF）模倣品・海賊版拡散防止 への拠出	開発途上国税関を対象とした、模倣品・海賊版の取締能力向上に係るワークショップ及び留学生制度等の人材育成プログラムを実施。
0050	アジア太平洋経済協力（APEC） 拠出金	①通常拠出金：開発途上エコノミーを含めたAPECエコノミーに対する経済・技術協力及び貿易・投資の自由化・円滑化に関するプロジェクトの実施及び事務局運営経費の充当。 ②TILF基金：開発途上エコノミーを含めたAPECエコノミーに対する貿易投資の自由化・円滑化のためのプロジェクト（セミナー、調査・分析等）の実施。

IMFの技術支援に対する拠出金

概要・背景

- IMFは、財政及び税、金融、統計、マネーロンダリング等の分野において高い専門性を有しており、加盟国（低所得国及び低位中所得国が中心）の政府、中銀職員等を対象に、これらの分野の専門家による政策提言や研修等を通じて、対象国の政策立案及び実施の能力を向上させるための技術支援等を実施している。
- 日本が重視するアジア、中でも後発アジア諸国を中心とする途上国において、これらの分野での行政能力の向上を図るため、平成元年度より、IMFの実施する技術支援に対する資金貢献を行っている。

目的

- 日本が重視するアジア、中でも後発アジア諸国を中心とする途上国の政策立案及び実施能力の向上によって、アジア・世界経済の安定的な発展に貢献するとともに、二国間関係の強化にも資する。また、日本の債権保全、ビジネス環境の改善を通じた日本企業の進出促進等にも寄与する。

具体的施策例

- 円借款供与国に対して、債務管理や公共財政管理の能力を向上させる支援を実施。二国間関係の強化に加え、日本の債権保全、ビジネス環境の改善等にも寄与する。
- オンライン研修プログラムへの資金貢献により、2021年度中までに、世界中で11万人を超える政府職員等や一般の受講者が裨益。日本が支援する各分野での技術支援と連携することによる相乗効果、日本の支援が可視化されることによる日本のプレゼンス向上といったメリットもある。

政策評価との関係

（政策目標6）国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進

（政策目標6－2）開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

定性的指標：政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画

→ 後発アジア諸国を中心とする途上国に対するIMFによる技術支援を通じて、当該途上国の財政、金融分野等の行政能力を強化することで、政策目標である「開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進」に寄与しており、当事業に関連する政6-2-2は「目標達成」。

IMFの奨学金に対する拠出金

概要・背景

（アジア諸国向け奨学金）

- アジアの途上国の政府及び中央銀行職員に対して、日本国内の大学院の修士課程で高い水準のマクロ経済に関する教育を受ける機会を提供する奨学金。

（日本人向け奨学金）

- 将来のIMFでのキャリア形成を目指して海外の大学院の博士課程でマクロ経済等を専攻する日本人に対する奨学金。

目的

（アジア諸国向け奨学金）

- 日本の援助により日本国内でマクロ経済に関する高い水準の教育を受けたアジアの途上国の政府及び中央銀行職員が、各国の枢要な地位につくことで、各国の行政能力の向上を図りつつ、日本と各国との中長期的な協力関係を醸成する。

（日本人向け奨学金）

- IMFの日本人職員を増やし、IMFに対する日本の資金面での貢献に見合った人的貢献を目指す。

具体的施策例

（アジア諸国向け奨学金）

- 年間約60名の受入れを実施。2021年度までに824名の奨学生が卒業。現在90名が母国で幹部職（局次長級以上）に就いている。

（日本人向け奨学金）

- 年間10名程度、2021年度までに143名の日本人に対して奨学金を給付。うち16名がIMFで採用。

政策評価との関係

（政策目標6）国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進

（政策目標6-2）開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

定性的指標：政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画

- アジア・太平洋諸国向け奨学金を通じて、アジア・太平洋諸国のマクロ経済政策に関する行政能力が強化されること、日本人向け奨学金を通じて、資金面での貢献に見合った人的貢献を行うことでIMFの主幹業務の1つである途上国の能力向上に貢献していることにより、政策目標である「開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進」に寄与しており、当事業に関連する政6-2-2は「目標達成」。

東南アジア諸国連合（ASEAN）事務局拠出金

概要・目的

- 本事業は、ASEAN+3地域の金融市場の安定と発展を実現するため、①1997年に発生したアジア通貨危機のような事態の早期発見や再発防止を行うこと、②アジアの金融市場の深化を通じ、アジアの成長を日本の成長に取り込むこと、これら施策を効果的に推進するためのASEAN+3の地域金融協力プロセスを推進することを目的とする。
- 本拠出金を通じて、主に以下の取組みを実施。
 - ① アジアにおける貯蓄をアジアに対する投資へ活用する観点から開始されたASEAN+3域内の現地通貨建て債券市場育成に向けた「アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）」の取組みのうち、各国の発展段階に応じて、ASEAN諸国の債券市場育成のために必要な各国当局の能力強化及び人材育成を目的とした技術支援。
 - ② ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議等の会議運営支援。

具体的施策例

- 2002年のABMIの取組開始当初と比較して、域内の現地通貨建て債券市場の発行残高は、2021年末時点で19.2倍に拡大。
- 2005年より、ラオスにおける債券市場育成のための技術支援を実施（債券市場の整備が進み、2021年末時点で上場債券残高は約3億ドル）。
- 2004年より、ベトナムにおける債券市場育成のための技術支援を実施（債券市場の整備が進み、2021年末時点で現地通貨建て債券残高は約915億ドル）。

政策評価との関係

（政策目標6）国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進

（政策目標6－2）開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

定性的指標：政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画

→ 域内の地域金融協力の一環として、ASEAN事務局による技術支援を通じて、ASEAN域内の開発途上国における現地通貨建て債券市場の発行残高の増加を促進していること等により、政策目標である「開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進」に寄与しており、当事業に関連する政6-2-2は「目標達成」。

東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局（AMRO） 拠出金

概要・目的

- 本事業は、ASEAN+3地域の金融市場の安定及び経済の持続的な発展を実現するため、1997年に発生したアジア通貨危機のような事態の早期発見・再発防止を行うことを目的とする。
- ASEAN+3地域経済の監視（サーベイランス）・分析を行うとともに、1997年に発生したアジア通貨危機のような事態を予防するために整備されたチェンマイ・イニシアティブの実施を支援する機関であるASEAN+3マクロ経済調査事務局（AMRO）への拠出を通じて、AMROの運営を支援するとともに、域内の通貨・金融の安定化に貢献する。

具体的施策例

- 1年に2回開催されるASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁代理会議において、各国の経済・金融市場の状況を調査したレポート（計14本※非公表）を作成のうえ提出し、会議における議論を主導。
- ASEAN+3加盟国及び共同議長からの要請に応じ、IMFなどの国際機関との連携強化、中期戦略の策定、TAファンドの創設等を滞りなく実施。
- 1ヶ月に一度、時々の世界経済・地域経済の情勢に沿ったレポート（※非公表）を作成のうえ、ASEAN+3各国の担当者に配布。
- 1年に8回開催されるASEAN +3財務プロセスの会議（対外非公表分含む）に参加し、効率的・円滑な実施を支援。

政策評価との関係

（政策目標6）国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進

（政策目標6-2）開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

定性的指標：政6-2-2-B-1:国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画

- 本拠出により、ASEAN+3地域経済の監視・分析を行うAMROの運営を支援し、1997年に発生したアジア通貨危機のような事態の早期発見や再発防止を図ることで、ASEAN+3地域の金融市場の安定と発展の実現への貢献等を通じて、政策目標である「開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進」に寄与しており、当事業に関連する政6-2-2は「目標達成」。

経済協力開発機構日本基金（JVC）金融・環境・開発への拠出

概要・背景

- アジア諸国を中心としたOECD非加盟国の政策担当者とOECD加盟国の政策担当者・専門家が参加するフォーラムの開催等により、OECD非加盟国がOECD諸国等の制度と経験を学び、多角的・実践的な政策アドバイスを受けることを支援するための拠出金。
- 我が国は1994年度より継続的に拠出しており、拠出金により金融・環境・開発の分野についてフォーラムの開催等を実施。中長期的にアジア諸国の政策担当者の行政能力強化に貢献している。

目的

- アジア諸国を中心とするOECD非加盟国を対象としたフォーラムの開催等を行い、銀行・証券・保険分野や気候変動に関する金融・投資分野等における行政能力強化を図る。

具体的施策例

- 金融分野：21st Roundtable on Capital Market and Financial Reform in Asia（2021年12月7-8日@オンライン）
- 環境分野：OECD Forum on Green Finance and Investment 2021（2021年10月11-14日@オンライン）
- 開発分野：9TH OECD-AMRO-ADB/ADB-ERIA Asian Regional Roundtable on Macroeconomic and Structural Policies

（2021年6月15-16日@オンライン）

政策評価との関係

（政策目標 6） 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進

（政策目標 6 – 2） 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

定性的指標：政6-2-2-B-1: 国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画

→ アジア諸国を中心とする途上国を対象にしたフォーラムの開催等により、参加した政策担当者らの行政能力を強化することで、政策目標である「開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための知的支援の推進」に寄与しており、当事業に関連する政6-2-2は「目標達成」。

経済協力開発機構（OECD）租税政策・税務行政センター等の行う税務関連事業に対する拠出

概要・背景

- 「OECD租税委員会」及びその事務局である「租税政策・税務行政センター」は、国際課税に関する国際的スタンダードの議論、整備、及び普及において世界で最も重要な役割を長年担ってきた国際フォーラム。
- アジア新興国を含むOECD非加盟国が、OECDスタンダードに則した税制や執行体制を整えるための支援を提供することは重要な課題であり、我が国は1992年度より同センターの行う税務関連事業に対して継続的に貢献。

目的

- アジア諸国を中心とするOECD非加盟国の国際課税に係る政策立案・税務行政執行の能力向上、
 - 各国間の税務情報交換に係る国際的基準の遵守の確保、
 - OECD/G20の「BEPSプロジェクト」の円滑・広範な実施の確保、等
- を通じた、日本企業の進出先である途上国・新興国の投資環境の整備、及びグローバルに公平な競争条件の確保と適正な課税実現への貢献。

具体的施策例

- アジア諸国を中心としたOECD非加盟国の税制及び税務執行担当職員に対して、「OECDモデル租税条約」や多国籍企業に対する税務調査のあり方等についての講習会・研修会を開催。
- 各国間の税務情報交換に係る国際的基準の遵守状況の審査機関の運営。
- OECD非加盟国による「BEPSプロジェクト」の勧告実施、そのための能力構築に向けた取組、等

政策評価との関係

（政策目標6）国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進

（政策目標6-2）開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

定性的指標：政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画

- OECDが行う非加盟途上国に対する国際課税関連の講習会・研修会等を通じ、SDGsにも掲げられている国内資金動員を促進する途上国の政策担当者の行政能力の強化、BEPSプロジェクトの円滑・着実な実施を通じ、納税者の税システムへの信頼回復及びグローバルに公平な競争条件の確保の実現をもって上位政策目標に寄与しており、当事業に関連する政6-2-2は「目標達成」。

関税協力理事会関税協力基金（CCF）への拠出

概要

- 関税協力理事会（通称：世界税関機構又はWCO）は、関税制度・税関手続の調和・簡素化及び税関行政の国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的とした税関分野の唯一の国際機関。
 - 関税協力理事会関税協力基金（CCF）は、WCOがメンバー国である開発途上国税関に対して実施する技術協力活動の財源となるもの。我が国は1989年度より拠出。
- ※ CCF: Customs Cooperation Fund

目的

- 税関当局間の国際協力を通じて、安全・安心な社会の実現、貿易円滑化の推進及び適正かつ公正な関税の徴収を達成するため、WCOと連携しながら、開発途上国税関の能力向上・構築を図ること。

具体的施策例

- 開発途上国の税関当局に対する不正薬物密輸対策、テロ対策及び貿易円滑化等に関するワークショップを通じた、監視・取締能力の向上や貿易円滑化の推進等に係る支援を実施。
- 開発途上国の税関職員を対象としたフェローシップ・プログラム、キャリアディベロップメント・プログラム、留学生プログラム等の人材育成プログラムの提供を通じた、知識・能力向上に係る支援を実施。

政策評価との関係

- （政策目標6）国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進
（政策目標6－2）開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
定性的指標：政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画
- WCOへの拠出金により実施するワークショップ及び人材育成プログラムを通じた開発途上国税関の能力向上・構築により、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与しており、当事業に関連する政6-2-2は「目標達成」。

関税協力理事会関税協力基金（CCF）模倣品・海賊版拡散防止への拠出

概要

- 関税協力理事会（通称：世界税関機構又はWCO）は、関税制度・税関手続の調和・簡素化及び税関行政の国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的とした税関分野の唯一の国際機関。
 - 関税協力理事会関税協力基金（CCF）模倣品・海賊版拡散防止は、WCOがメンバー国である開発途上国税関に対して実施する模倣品・海賊版の水際取締分野における技術協力活動の財源となるもの。我が国は2008年度より拠出。
- ※ CCF: Customs Cooperation Fund

目的

- 水際における模倣品・海賊版の取締制度整備に必要な知識の習得及び取締りに必要なリスク分析能力や模倣品等の識別能力を高めるため、WCOと連携しながら、開発途上国税関の能力向上・構築を図ること。

具体的施策例

- 開発途上国の税関当局に対するワークショップを通じた、水際における模倣品・海賊版の取締制度整備に必要な知識の習得、取締りに必要なリスク分析能力や模倣品等の識別能力向上に係る支援を実施。
- 開発途上国の税関職員を対象としたキャリアディベロップメント・プログラム、留学生プログラムといった人材育成プログラムの提供を通じた、模倣品・海賊版の水際取締分野における知識・能力向上に係る支援を実施。

政策評価との関係

- （政策目標6）国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進
（政策目標6－2）開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
定性的指標：政6-2-2-B-1:国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画
- WCOへの拠出金により実施するワークショップ及び人材育成プログラムを通じた開発途上国税関の能力向上・構築により、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与しており、当事業に関連する政6-2-2は「目標達成」。

アジア太平洋経済協力（APEC）拠出金

概要

- APEC(Asia-Pacific Economic Cooperation)とは、アジア太平洋地域の21の国と地域（エコノミーという）が参加する経済協力の枠組み。アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けて、貿易・投資の自由化、経済・技術協力等の活動を実施。
- 我が国からは、各種プロジェクトの実施、会議運営支援及び事務局の運営経費に充当される「通常拠出金」（全参加エコノミーが予め定められた一定の分担率にしたがって拠出）並びに貿易・投資の自由化・円滑化に資する技術協力等の事業に充当される「TILF基金」へ拠出。

※ TILF:Trade and Investment Liberalization and Facilitation

目的

- APECを通じた貿易・投資円滑化等の支援に係るプロジェクトを実施し、開発途上エコノミーを含めたAPECエコノミーに対し、貿易・投資円滑化に係る知識の向上や経験共有等の支援を行うこと。

具体的施策例

- **通常拠出金**：経済・技術協力及び貿易・投資の自由化・円滑化に関するプロジェクトの実施並びに事務局運営経費等への充当。
- **TILF基金**：貿易・投資の自由化・円滑化のためのプロジェクト（短期間のセミナー、ワークショップ、調査・分析及び研究プロジェクト等）の実施

政策評価との関係

（政策目標6）国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進

（政策目標6－2）開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

定性的指標：政6-2-2-B-1:国際開発金融機関(MDBs)等を通じた支援への参画

→ APECを通じた各種プロジェクトを実施し、貿易・投資円滑化に係る知識の向上や経験共有等の支援を行うことにより、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与しており、当事業に関連する政6-2-2は「目標達成」。